
緊急支援奨学資金貸付のお知らせ

1 緊急支援奨学資金の目的

この制度は、私立中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校[※]の中等部を含む。以下「私立中学校等」という。）に在学する生徒の保護者が、当初予期し得ない世帯収入の急激な減少により学費の支払が困難になった場合に、生徒の保護者に対し、奨学資金を貸し付け、生徒の教育環境を確保することを目的とします。

※ 学校教育法の一部改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校は、平成19年4月から特別支援学校となります。

2 貸付要件

奨学金の貸付けを受けられる方の要件は次のとおりです。

- (1) 私立中学校等に在学している生徒の保護者であること。
- (2) 貸付けの日の1年前から引き続き文京区内に居住しており、かつ生徒と同居していること。
- (3) 生徒の私立中学校等入学後に、下記の理由^{※1}により世帯収入が急激に減少し^{※2}、学費の支払が困難になったこと。
※1 世帯のうち収入がある方について、次に掲げる事実が生じた場合とします。
①勤務先事業所の倒産その他事業所の都合による退職（定年、任期満了等を除く。）
②自己が営む事業所等の倒産③死亡又は疾病④離婚等による離別
※2 概ね収入が2割以上減少し、かつ、減少後の額が一定額以下の場合とします。
- (4) 特別区民税を滞納していないこと。
- (5) 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。
- (6) 連帯保証人を1名たてられること。

3 貸付月額・貸付期間

- (1) 貸付月額 29,000円
- (2) 貸付期間 貸付決定月の翌月から正規の修学期間終了月まで

4 申請期間

随時受付

5 必要書類

- (1) 緊急支援奨学資金貸付申請書
- (2) 世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍地記載のもの）
- (3) 前年度の特別区民税納税証明書（扶養人数の記載があるもの）
- (4) 私立中学校等に在籍している生徒の学生書の写し等
- (5) 世帯を構成している者のうち、収入がある者の収入減少前後の収入額を

証明する書類及び収入減少理由を証明する書類

6 提出先

文京区教育委員会 教育推進部 庶務課

7 連帯保証人の要件

連帯保証人の要件は次のとおりです。

- (1) 東京都、茨城県、埼玉県、千葉県又は神奈川県の区域内に1年以上引き続き居住していること。
- (2) 一定の職業をもち、又は独立の生計を営む者。
(※ 貸付けを受けられる方と同一生計でない方にしてください。)
- (3) この奨学金について他の者の連帯保証人になっていないこと。

8 貸付の決定

申請後、審査の上、貸付を決定します。

9 奨学資金の交付

奨学資金は、本人の銀行口座への振込みにより毎月交付します。

10 奨学資金の返還

奨学資金は、生徒が高等学校等を卒業する年度の翌年度から※3、9年以内に均等で月賦での返還となります。なお、奨学資金は無利子です。

※3 生徒が高等学校等に進学しなかった場合又は高等学校を途中退学した場合は、中学校等を卒業し、又は高等学校等を退学した年度の翌年度から9年以内の返還となります。

11 返還の猶予

特別の事情（災害、病気など）がある場合は、申請により返還が猶予されます。

◎ なお、この奨学資金についての詳細は、下記へお問い合わせください。

文京区教育委員会

教育推進部 庶務課 庶務係 《文京シビックセンター20階》

☎ 5803-1291